

令和4年第5回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

令和4年6月13日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	熊谷隆一君	2番	村田薫君
3番	鈴木正洋君	4番	藤原政春君
5番	高山茂雄君	6番	高橋邦武君
7番	深澤均君	8番	伊藤福章君
9番	高橋正和君	10番	泉美和子君
11番	深沢義一君	12番	熊谷良夫君
13番	澁谷俊二君	14番	長谷川幸子君
15番	鈴木良勝君	16番	森元淑雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	本間和彦君
総務課長 選挙管理委員会書記長	高橋穰君	企画財政課長	武田浩之君
税務課長	奥山智佳等君	住民生活課長	木村英彰君
福祉保健課長	高橋勉君	農政課長	中田裕克君
商工観光交流課長	今野武俊君	建設課長	高橋博和君
会計管理者兼 出納室長	飛澤史子君	農業委員会長	高橋正尚君
農業委員会 農事局長	小田長光仁君	教育長	福田世喜君
教育推進監	武藤浩紀君	教育推進課長	佐々木寿人君
生涯学習課長	大澤修君	代表監査委員	高橋信雄君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	深澤文仁	庶務班長 兼議事班長	佐々木直樹
上席主査	高橋幸恵		

◎開議の宣告

○議長（森元淑雄君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

初めに、町長より、6月2日に行った招集挨拶並びに行政報告の中で、一部訂正の申出がありましたので、これを許します。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） 6月2日の行政報告において、美郷町ラベンダーまつりについて、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に万全を期すため、園内での飲食は原則禁止としますが、それ以外の物販やラベンダーの摘み取り体験などは実施いたしますと報告しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に万全を期しながら、園内での飲食を一部認め、それ以外の物販やラベンダーの摘み取り体験なども実施いたしますと、改めさせていただきます。おわびして訂正いたします。

○議長（森元淑雄君） 本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（森元淑雄君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は、7名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

◇村田 薫 君

○議長（森元淑雄君） 最初に、2番、村田 薫君の一般質問を許可いたします。村田 薫君、登壇願います。

（2番 村田 薫君 登壇）

○2番（村田 薫君） おはようございます。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

質問事項は、外国語看板の設置をです。

質問の要旨、この10年くらいの間、我が町にも外国人居住者や外国人来訪者が増えてきております。

日曜日の夕方ともなりますと、毎週スーパーに5、6人の外国人居住者の方々が楽しそうに会話をしながら、買物に来ております。我が町もインターナショナルになってきたなど感じるこの頃です。

さて、私は昨年5月から町の委嘱を受けまして、不法投棄監視人をしております。山間地域、区域の担当となっております、担当区域の瀧尻川流域、荒川から黒森山に向かう道路、瀧尻橋周辺、仏沢ため池の中州にあります島周囲には、白いビニールの買物袋に入ったごみの袋が3ないし4個ぐらい、数か所に捨てられていたことが多々ありました。

この地域に住んでいる方々に誰が捨てているのか尋ねてみますと、外国人のグループがこの地域を移動するとき、捨てていくとのこともあるようでした。特に川の流れの中や、仏沢ため池に捨てられた袋は水中に沈んでしまい、拾い上げることができないものもあり、水質汚染になっているのと思っております。

今後、海外からの外国人居住者や来訪者が増加していくと思いますが、道端や川、沼などにごみを捨てることを禁止するなどの看板を居住外国人の多い国の言葉で作成し、設置してもらいたいと思いますが、町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ごみの不法投棄、ポイ捨ては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び美郷町不法投棄の防止に関する条例により、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないとされております。なお、法律による罰則規定としては、個人の場合は5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金、またはその両方を課すと規定されております。

町では、不法投棄を防止し、生活環境の保全を図るため、不法投棄監視人7名を委嘱し、不法投棄の早期発見などに努めていることは、議員ご承知のとおりです。令和3年度の監視パトロールでは、山間区域を中心に125回、計389時間活動いただいております。

また、役場に対する町民からの通報については、速やかに現地を確認し、不法投棄した者につながるものがないか調査した上で、看板を設置し注意喚起しており、令和3年度は10か所14基、令和4年度では現在まで6か所10基を設置しているところです。

それでもなお、状況が改善されない場合は大仙警察署と連携してパトロールを行うなど、不法投棄への対処と防止に努めてきているところです。

ご質問の外国語表記による不法投棄への対応については、こうした取組の一環となりますので、

現在の不法投棄の状況を踏まえ、英語など外国語を含む注意看板を今年度中に作成し、緊急性の高いところから適宜設置し、住民及び来訪者のマナー向上に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）村田 薫君の再質問を許可いたします。

○2番（村田 薫君） 再質問いたします。

近隣の市町村では、観光地の角館の武家屋敷に、英語で路上禁煙とごみのポイ捨て禁止の看板がありまして、ほかの外国の方々も理解できるようにイラスト入りとなっていて、言語だけでなく看板より多少の優しい表現になっておるらしくて、結構受入れやすいということを知りました。

私が町から預かっているこの看板というのは、日本語なんですけれども、人差し指でごみ捨てるなという非常にきつい、強烈な印象を与えるようなものなので、もう少し優しく外国人の方々が快く理解できるようなものをどうでしょうかということ、お伺いですが、いかがなものでしょうか。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

町作成の看板については、注意喚起を強くするという意識の下で現在の看板を作成しておりますが、議員ご指摘の優しくという部分についても否定するものでございませぬので、ご意見として受け止め、次の作成の際の参考にさせてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「なし」の声あり）

これで、2番、村田 薫君の一般質問を終わります。

◇深 澤 均 君

○議長（森元淑雄君） 次に、7番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（7番 深澤 均君 登壇）

○7番（深澤 均君） おはようございます。

通告に従って一般質問を行います。

まず初めに、結婚新生活支援事業についてであります。

この支援事業は、急激に進む少子化への入り口に当たる対策で、若い方々への励みになるも

のと考えます。国施策により令和3年度から要件の緩和と支援金を30万円から60万円に引き上げる内容で、私は令和2年12月議会の一般質問で取り上げ、美郷町では令和3年度から取組が行われました。

しかし、期待した令和3年度、令和4年度予算では、30万円からの増額がされませんでしたので、3月議会総括質疑の場で、その理由を質問をしたところでありました。

町当局は、国の都合によるものとの認識の答弁でありましたが、他自治体の取組状況からして納得できるものではありません。そこで、今回は一般質問として再度質問いたしますので、結婚新生活支援事業についての取組内容や、その実態を調査の上、美郷町では支援金の増額がなぜ実現できずにいるのか、正確な答弁をお願いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国の地域少子化対策重点推進交付金を財源とした結婚新生活支援事業については、町では議員ご説明のとおり、令和3年度より事業を開始しております。この事業は、県との連携を伴わない一般コースと、県と連携して行う都道府県主導型市町村連携コースの2種類の構成で、それぞれのコースの上限額が一般コースが30万円、都道府県主導型市町村連携コースが60万円となっております。

都道府県主導型市町村連携コースは、県が事業に取り組むことが前提となっており、令和3年度においては、県が実施を見送ったため、県内市町村においては取組可能なコースは交付上限30万円の一般コースのみとなり、16市町村が実施しております。なお、当町における対象期間の婚姻届出件数は43件で、うち本事業の交付実績は2件でした。

令和4年度については、県において都道府県主導型市町村連携構想の取組をスタートさせ、3市がこのコースを選択、当町を含む17の市町村が令和3年度と同様、一般コースを選択しております。なお、残りの5市町村は実施を見送っている状況です。

令和4年度に当町が都道府県指導型市町村連携コースを選択しなかった理由についてですが、内閣府より示された令和4年度概算要求資料では、一般コースも交付上限額は60万円に上げられる内容となっていたため、町では令和4年度も一般コースを選択し、交付上限額を60万円にする作業を進めておりました。

ところが、令和4年1月に入ってから、国より一般コースの交付上限額の引上げを行わない旨の通知があり、これを受け、コース選択をどうするか検討しましたが、予算編成作業に時間

的制約がある中、県との連携が必要な結婚相談員と結婚サポーターのスキルアップセミナー、出産前から男性の育児に対する意識改革等を行うプレパパスクールの開催などについて、町として連携条件を満たせるか見通しを持つことが難しかったため、令和4年度も前年度と同様に、一般コースで取り組むことにした次第です。

なお、年度途中の都道府県主導型市町村連携コースへの切替えの可否について、県を通じて内閣府に確認したところ、複数自治体の連携による実効性ある少子化対策の推進期間を十分に確保することが困難であることから、不可とする旨の回答がありました。

来年度については、県と連携して行う事業に関して、今年度中に対象者把握や意見交換等を実施し、連携条件を満たすよう作業を進め、都道府県主導型、市町村連携コースを選択してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）深澤 均君の再質問を許可いたします。

○7番（深澤 均君） 今の答弁を聞いた聞いた限りは、ざっくり言って県との連携がうまくいっていなかった、調整不足といたしますか、準備不足というような感を抱いたところであります。

いろいろな場面で町行政も努力していたかとは思いますが、さきの総括質疑の答弁の内容とは、全然内容が違っています。今回は町の取組状況というものよりも、説明員の方々の正確な事実に基づく答弁がなされていなかったということが大変私は注視しています。以前であれば、休憩を取ってしっかりと事実を確認して、答弁する場面が多々あったかと思えます。自分に自信のない答弁をすることこそが、議会軽視ではないかと私は思っていますけれども、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員ご指摘の件、認識については、議員の認識として受け止めたいと思います。私どもは、そうした認識プラス自分たちの認識の下で、正確な答弁に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「なし、次」の声あり）ありませんか。

それでは、次の質問に移ってください。

○7番（深澤 均君） 旧わくわく園の跡地活用について質問をいたします。

さきの政策等意見交換会において、町長より旧わくわく園跡地について、現在の雪捨て場と

しての用途から、移住定住用の住宅地として活用したい旨の発言がありました。私は大賛成であります。将来とも町の中心市街地となり得る同地域の開発は、町の将来に向けた重要な決断と考えます。

そこで伺いますが、どのようなお考えや構想を描いて臨もうとしているのか、その一端をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

旧わくわく園については、平成25年度に現在の六郷わくわく園舎移転後に解体し、その跡地は主に冬期間の雪置き場として利用してきたことは、議員ご説明のとおりです。

議員ご承知のとおり、当該跡地は町の中心市街地エリアに位置する住宅地にあり、直線で半径1キロ圏内に、こども園や小中学校の教育施設、保健センターや学友館、公園などの公共施設のほか、スーパーや医療機関が存在し、住みやすい環境として、定住・移住を希望する方々には、ニーズが高いものと認識しております。

そのため、令和4年2月に策定した美郷町第3次総合計画では、豊かに暮らす定住・移住の実現の重点事業として、住宅用地としての活用を検討することとし、令和7年度末までに住宅用地としての活用の方針策定及び着手を目標にしているところです。

現段階の考え方としては、基本的にできるだけ若い世代の定住促進に資するような活用を考えるとともに、地球環境に配慮し、再生可能エネルギーの導入や、環境負荷に配慮した素材の活用を推奨するなど、住宅用地として何らかのコンセプトを持った区画としたいと考えているところです。

今後、事業の展開コンセプトやその方向性を深めるとともに、進め方などについて十分に検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）深澤 均君の再質問を許可いたします。

○7番（深澤 均君） ただいまの答弁の内容を聞きますと、若い方々を対象にして臨みたいというような重要な発言があったかと思えます。総合計画を見てみても、ここにそれを充てるのは別として、庭園付きの賃貸住宅を整備したいとかそういう構想もあるようでございます。今の町長の発言、再生可能エネルギーの設置とか、そういう新たな分野の取組も考えているよ

うでありまして、私としても大変大賛成なところであります。

今般いろいろな想定外のことが世界全般に起きているわけで、気象条件などにもいろいろな想定外のことが起きることが予想されます。そういった折に、やはり停電とか災害、そういったものに対応する施策、太陽光発電とか蓄電池の設置とか、またここは大変大雪積雪地帯でございますので、その積雪に対応する何か無落式の屋根を思い描くとか、ロードヒーティング、玄関ポーチのとこだけでもロードヒーティングをして、高齢になっても除雪をしなくてもいいとか、そういうった分野への取組がこれからは大変必要なのかなというふうに、私個人も考えているところであります。

そこら辺の思いといいますか、そういった感じでこれからも進めていってもらいたいと思えますけれども、この問題については私も一般質問で過去に行った経緯がございます。その折には、民業圧迫にならないように十分注意を払って事を進めなければならないというような気遣いの言葉もあったかと思えます。

それから、あそこは水道供給地域外でございますので、不動産会社の方々の話を借りますと、移住者で来る方々は地下水という、もう話に乗ってこなくなるというような話も聞いたところでございます。そういったところの対処はどのようにお考えになっているのか、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

前段の議員の思いは受け止めることにしまして、後段のご質問に対してお答えしますが、民業圧迫にならないようにというのは全くそのとおりで考えていまして、今般のこの課題についても、町が直接建築物を建ててという気は全く持ってございませんので、民業圧迫にはならない方向を考えます。

また、水道未普及地域の問題については、ご承知のとおり水道供給エリアを拡大するためには、水源の確保といったものが必要でして、簡単なことではございません。現段階においては、そこを水道普及地域に改修する、あるいは水道普及エリアを広げるということは考えてございませんので、あくまでも地下水によるエリアとしての考えを持っているということです。もちろんこれが確定的ではなくて、先ほど答弁で申しましたとおり、今後の事業展開コンセプトやその方向性を深める中で、経費をかけたとしても水道普及地域にするべきであるというふうな議論がなれば、それはそれで受け止めていきたいというふうに思います。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「なし」の声あり）

これで、7番深澤 均君の一般質問を終わります。

◇熊 谷 隆 一 君

○議長（森元淑雄君） 次に、1番、熊谷隆一君の一般質問を許可いたします。熊谷隆一君、登壇願います。

（1番 熊谷隆一君 登壇）

○1番（熊谷隆一君） 通告に基づきまして一般質問をいたします。

質問の内容が湧水池など水中に生育している植物に関することですので、事前に議長にお願いして、資料を配付させていただきました。

美郷町では、平成20年に水環境保全条例が施行されております。また、必ずしも条例にとらわれるだけでなく、町民一人一人の水環境に対する意識は非常に高いと私は感じております。そして、町の誇るべき特徴となっております。そして、これまでそれに関するいろいろな事業が積み重ねられてきておると感じております。

今年度からは、湧水地などでの町内有識者による町の魚でもあるイバラトミヨの実態調査が行われることになりました。この調査は、今後の保全、保護に活かされることが大いに期待されるところであります。

私の住んでいる土崎地区には、大小様々であります数か所の湧水地があります。その中には、イバラトミヨが生息しているところもあります。私は、今回の質問では飛沢集落にある古屋敷清水のことについて、一つの例として取り上げるものです。

これまで、これは土崎地区に限ったことではありませんが、かつての農地水環境保全活動、また現在の多面的機能支払交付金活動などで農道や河川敷、その他の草刈りなどを行い、地域環境の美化に取り組んできました。その中で、湧水池周辺の草刈りなども行ってきました。過ぎたるは及ばざるがごとしという言葉があります。かつては、湧水池の中やその下流などにも生育していた水生植物ですが、ただ見れば水草なわけですが、あえてそう言わせてもらいますが、それがお配りした写真であります。

それらの植物が、最近個体数が減少しておると私は感じております。高山植物が、気温や酸素濃度の関係で、そこにしか生えていないと同じように、これらの植物も水温や水質など一定条件でしか生育できないのではないかと思います。そして、それらの植物がイバラトミヨの捕食や繁殖などの生態系を考える上で、またそれらの植物の希少性を考えると、実態調査や保全保護が必要ではないかと私は考えますが、今後の町の取組について伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町の魚に指定されているはりざっこは、町内の水環境保全活動におけるシンボリックな存在であり、はりざっこを守ることが清水を守ることにつながり、ひいては、多面的な機能を持つ農村の自然環境の保全、豊かで美しい持続可能な地域と環境の構築にもつながるものと考えております。

はりざっこの適正な生息環境については、秋田県水産振興センターの見解では隠れ場所、産卵場、えさの供給元となる水生植物の存在、えさとなる昆虫や甲殻類の生活の場となる自然底質、そして緩やかな流れが必須条件になるとのことでした。

町では本年度、町内126か所の清水について、はりざっこの生息確認と生息フィールドの環境調査を行い、住みやすい水環境の保全に生かしていくことを目的に、生息調査を行うこととしていることは議員ご承知のとおりです。

具体的な調査内容ですが、はりざっこの生息の有無、ヨコエビ、ドジョウなど他生物の有無、エゾミクリ、スギナモ、ヒルムシロなどの水生植物の有無、水温、水質、底の泥の質、水質調査などを実施することとしております。

調査終了後は、結果を踏まえて、はりざっこが生息しやすい環境及び水生植物の保全等について検討するとともに、観光資源としての清水の在り方を水環境保全活動団体や清水のある行政区と、年度内に情報を共有するほか、はりざっこの生息に適した水生植物等の残し方など、清水の望ましい管理方法についても周知、水環境の保全、意識喚起を図ってまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、1番、熊谷隆一君の一般質問を終わります。

◇高橋邦武君

○議長（森元淑雄君） 次に、6番、高橋邦武君の一般質問を許可いたします。高橋邦武君、登壇願います。

（6番 高橋邦武君 登壇）

○6番（高橋邦武君） 通告に基づき、健康で元気に暮らせるまちづくりについて、一般質問いたします。

第3次美郷町総合計画では、まちづくりの基本目標の1つとして、健康で元気に暮らせるまちを

掲げ、子育て支援、健康づくり、福祉の充実などにより、目標を達成することとしています。

総合計画という最上位計画に基づく福祉分野の上位計画として、地域福祉を推進するための基本的な考え方や、取り組むべき事項を定めた第3期美郷町地域福祉計画が去る4月から施行されています。

この計画の中で、町民が最も関心のあるものは子育て支援であり、次代を担う子供たちを地域全体で見守り、子育てしやすい環境づくりに取り組むことが重要とされています。

町では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、令和2年度に子育て世帯包括支援センターを設置しています。この切れ目のない支援システムは、フィンランドのネウボラの事業を参考にしており、保健師がワンストップで相談に応じ、情報提供、助言、保健指導を行うほか、支援プランの策定や関係機関との連絡調整を図ることとしています。これまでの実績を踏まえ、どのように充実させていくのか、お伺いいたします。

また、子ども家庭総合支援拠点については、去る4月に設置したとのことですが、全ての子供、家庭、妊産婦を対象とする支援であり、どのような成果を期待しているのでしょうか。

次に、町民が健康で元気に暮らせるまちを実現するためには、子供からお年寄りまで町民一人一人が健康意識を高め、自ら行動することが重要であり、体と心の健康づくりに向けた取組を町全体で進めていく必要があります。

秋田県の健康寿命は延伸傾向にあり、直近の調査結果では全国順位が大幅に改善したものの、男性は全国平均を下回るなど、依然として上位の都道府県との差があります。また、高血圧症、脂質異常症、喫煙習慣など健康を阻害する要因となるリスク保有者の割合が全国と比較して高止まりしています。

町では、自分で自分の健康を管理するというセルフケアを推進していますが、食生活改善や運動による健康づくりをどのように充実させていくのかお伺いいたします。

さらに、県の特定健診、がん検診の受診率はコロナ禍以前から低水準にとどまっており、生活習慣病やがんの早期発見、早期治療に結びつかないことが懸念されています。

町では、特定健診、がん検診について、受診率向上のための啓発機会の充実と、受診の勧奨、受診結果に基づくフォローアップの実施に取り組んでいます。

今年度から実施されている県の計画では、受診率目標を特定健診は70%、がん検診は50%としています。町の実績目標とともに受診促進、フォローアップの充実について、お伺いいたします。

最後に、洪水や地震などの災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者などの要支援者について、迅速かつ安全に避難できる体制の構築が求められています。

町では、支援を必要とする人や、避難場所などの情報を地域で共有し、誰がどこに、どのように避難するかを明確にするため、要支援者の個別避難計画を作成することとしています。

この個別計画は、地域の助け合いである共助の取組として、自主防災組織、町内会等が要支援者とその家族の了解の下に作成することになると思いますが、名簿や計画の作成及び活用をどのように行い、共助力の向上を図っていくかお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、子ども・子育て支援の充実についてですが、町では議員ご指摘のとおり、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施するため、令和2年度に子育て世代包括支援センターを設置いたしました。

当センターでは、これまで実施してきた母子保健事業を、個々の状況に応じてより適切な時期に実施するため、新たに妊娠期から出産、幼児期までの状況に応じた応援プランを作成し、出産から育児まで切れ目のない支援を行うもので、これまで設置趣旨に沿った取組を展開してきているほか、新たに助産師業務を委託し、母子保健の充実を図ってきているところです。

令和3年度については、対象者75人全員の応援プランを作成し、母子手帳交付時における保健指導のほか、妊婦全員への電話指導や、必要に応じた訪問指導を行っており、また全ての出生児、及び産婦への訪問指導も実施したところです。このほか、これまで実例はないものの、心身の不調等により手厚い支援を必要とする方に対しては、医療機関等と連携し、支援する体制も整えております。

子ども家庭総合支援拠点についてですが、平成28年度の児童福祉法改正により、市区町村は当該支援拠点の整備に努めなければならないことが規定され、平成30年12月の児童虐待防止対策体制総合強化プランにおいて、令和4年度までに全市町村に設置することを目標とされたため、町では、令和4年4月に福祉保健課内に設置いたしました。

当支援拠点は、町内の全ての子供とその家庭及び妊産婦等を対象にし、実情の把握、子供等に関する相談全般から、通所・在宅支援を中心にしたより専門的な相談対応など、必要な支援を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援の強化を図るものです。

なお、市町村子供家庭支援指針においては、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの2つの機能を同一機関が担うことができれば、要支援児童及び要保護児童に対し、子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を図ることができ、切れ目のないより効果的な支援が期待で

きるとされています。

本町では、従前から子育て支援施策と母子保健施策を担う担当が同じ福祉保健課内にあり、互いに連携調整を図っておりますので、従前より求められる機能は既に存在しており、設置は国の指針に従ったものとの整理になります。

今後は、母子の健康状態向上を図るための妊娠期における健康講座等事業を実施するとともに、美郷町要保護児童対策地域協議会や秋田県南児童相談所などの関係機関との連携を大切に、子育て世代包括支援センター並びに子ども家庭総合支援拠点が求める、子供と家庭及び妊産婦の福祉の向上が図られるよう対応してまいりたいと存じます。

次に、健康づくりの充実についてですが、美郷町ではセルフケア推進方針を策定し、セルフケアの取組を推進しております。

これまで町では、健康増進活動や生活習慣の改善、疾病の早期発見や重症化予防に自ら取り組んでいただくため、各種保健指導を行っており、令和3年度は117人の特定保健指導を行うとともに、生活習慣病重症化予防として、175人に保健指導を行っております。また、児童生徒に対する食育指導は、215人に実施しているところです。このほか、延べ5393人が参加したぐっと楽運動教室など健康教室の開催、553人が登録している健康ポイント事業や、ウォーキングコースの設定など、健康管理のサポートに努めてきております。

これらの取組も功を奏してか、平成30年度における秋田県市町村別平均寿命及び健康寿命の算定結果では、美郷町の健康寿命は男性が78.62歳、女性が85.48歳で、秋田県平均と比べ男性で0.27歳、女性で2.32歳上回っており、男性で県内7位、女性で2位となっております。

今後も、引き続き食生活改善も含めた健康教育や健康ポイント事業、健診受診勧奨や保健事業を確実に実施するとともに、参加者の身体状況に応じた取組や、年齢性別にかかわらず実施できる運動プログラムを随時更新するほか、新たに秋田大学との連携による体に負担をかけないウォーキングガイドを作成するなど、町民の健康づくりへのさらなる意識向上と実践強化を目指し、各般の取組を進めてまいりたいと存じます。

次に、特定健診・がん検診の受診の促進についてですが、確定値である令和2年度の特定健診の受診率は新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度比約5ポイント減の53.6%、がん検診では胃がん検診が22.8%、大腸がん検診が20.0%、肺がん検診が19.7%で、それぞれ前年に比べ約3ポイント減となっております。なお、令和3年度は特定健診、各種がん検診とも令和元年度並みまで回復する見込みです。

町の特定健診受診率については、県平均よりも約23ポイント、がん検診受診率では10ポイント以

上上回り、令和2年度の特定健診受診率では、県内3位、胃、大腸、肺、乳、子宮がん、子宮頸がんの受診率は全て県内5位以内となっております。

これまで町では、健診受診率向上に向けて、特定健診とがん検診が同時にできる総合健診の実施、追加集団健診や医療機関での受診に向けた未受診者372人に対する受診勧奨の実施、特定健診に関しては、総合健診と医療機関での個別健診、どちらでも受診できる受診券の採用などを行っており、これらの取組が受診率の向上につながっているものと考えております。

受診結果に基づくフォローアップですが、令和2年度においては特定健診の結果に基づく132人への特定保健指導や、健康相談の実施、がん検診による精密検査対象者488人への受診勧奨と受診確認を実施しております。なお、特定保健指導率も秋田県平均を約38ポイント上回る58.9%で、県内2位となっております。

特定健診やがん検診は、町民の健康づくりの基礎であるため、引き続き受診しやすい環境の維持や、健診受診履歴のある未受診者への受診勧奨のほか、効果的な勧奨方法を改めて検討することで、受診率の向上を図るとともに、健診結果に基づく保健指導等を確実に実施し、町民の健康維持を図ってまいりたいと存じます。

次に、要支援者の避難体制の構築についてですが、町では災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者を対象とした名簿の作成を行っており、対象者は令和4年4月末現在で316人となっております。このうち295人が名簿登録に同意しているところです。

なお、対象者は常に変動しておりますが、毎月末に名簿登録者の変動の確認を行い、また毎年1年1回は、民生児童委員を通じた新たな対象者の掘り起こしを行っております。この名簿は災害発生時には、自主防災組織、自治会、警察、消防関係者などに提供し、要支援者全員の避難のために利用することとしております。

また、避難行動要支援者個別計画についてですが、内閣府は優先度の高い方をおおむね5か年で作成するよう指示しておりますが、本町においては、土砂災害や水害被害が予想される地域にお住まいの方から先行して作成してきており、令和4年4月末現在で184人の個別計画の作成が完了しております。

対象者全員が名簿登載に同意しておりませんが、自主防災組織や行政区での作成を推進するとともに、引き続き福祉保健課の担当班全職員が民生児童委員とともに、担当区域を回り、同意された方全員の個別計画作成の早期完了に向けて取り組んでまいります。

いずれ、個別計画の作成過程において、自主防災組織や行政区にできる範囲で関与していただくよう努め、関係者や地域の方々が要支援者の状況を把握することで、より強固な避難体制の構築ひ

いては地域内の共助力の向上を目指してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）高橋邦武君の再質問を許可いたします。

○6番（高橋邦武君） 子育て支援の関係でございますが、一義的には保育料あるいは給食費、また医療費の助成というふうな形で、子育て家庭の経済的負担ということをどの程度軽減するのかということに注目が集まりますし、また美郷暮らし促進奨励金など交付していることによりまして、若い子育て世帯が町内に家屋を新築したという事例があるということでございますので、それも経済的支援の一環だろうと思います。

国のほうでは、来年4月に子ども家庭庁を設置して子供政策の司令塔として推進していくということでございますが、その中でもやはり財源が課題の1つと言われておりますので、実効性のある支援策ができるかどうか注視していく必要があるというふうに思っております。

一方で、子育て家庭にとりましては、答弁にありましたように、子育て世帯包括支援センターなど町の組織的な支援が必要でありますので、これに加えましてやはり生活必需品の販売店や、それから医療機関が身近にあるということ、また通勤の利便性が重要であると思っております。

ちょうど美郷町は大仙市と横手市の間に位置しているという地理的特性もありますので、そういった面も含めた子育て環境のアピールポイントを広げまして、子育てに厚い町ということで進めていく必要があるのかというふうに思っておりますけれども、町長にはトータルで子育て支援に力を入れていくことにつきまして、ご所見をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

トータルという話でありますので、トータルとしての話をさせていただきますが、子育て世帯については、様々な分野で自分が欲しい行政サービスというものは違いがあるんだろうと思います。町としては、できる限りその選択肢を増やすということを認識しておりまして、これまで子育て支援策については、議員ご説明の経済的支援を中心にそのメニューを増やしてきた次第です。

今後もより生活環境の変化に伴う様々な事象がありますので、今回の補正予算にも計上しましたが、ご家庭においてWi-Fi機能が準備できないご家庭にはお貸しするといった選択肢であったり、幅広く子育て世帯についての選択肢を増やしていくということを考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「なし」の声あり）

これで、6番、高橋邦武君の一般質問を終わります。

質問途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午前10時50分）

（午前10時59分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇泉 美和子 君

○議長（森元淑雄君） 次に、10番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（10番 泉 美和子君 登壇）

○10番（泉 美和子君） 通告に基づき一般質問いたします。

初めに、学校給食費の無料化を求めて質問いたします。

コロナ禍の長期化や物価高騰による学校給食費への影響が懸念される中、国の地方創生臨時交付金の活用により、値上がりしている食材費を補助したり、給食費の保護者負担を軽減する自治体が広がっています。2017年の文部科学省の調査では、小中学校とも無償化を実施している市町村は76でしたが、今年3月子どもと教育・文化を守る京都府民会議が実施した全国調査では、回答のあった44都道府県で小中学校の給食費を無償化している市町村は161に増えていました。県内でも、五城目町がコロナ禍における保護者の経済的負担軽減を図るということで、恒常的ではなく1年ごとに検討するようですが、新たに無償化をしています。

子供の貧困問題に見られるように、子育て世帯の所得格差と教育にかかる費用の増大が子供の食生活にも大きな影響を与えています。学校給食については、学校給食法で教育の一環として、明確に位置づけられています。憲法26条には、等しく教育を受ける権利が書かれ、義務教育はこれを無償とするとなっています。学校給食が全ての子供に安全で栄養バランスの取れた食事として等しく提供されることはもちろん、その費用は教育の一環である限り、無償が当然という立場を取るべきではないでしょうか。

コロナ禍による景気の低迷と物価高騰が家計を直撃し、子育て世帯の経済的負担が大きくなっています。住民生活が大変になっているときだからこそ、学校給食費の無償化を国に求めるとともに、町としても実施を決断すべきではないかと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町では、現在学校給食法に基づく学校給食費として、1食当たり小学生が275円、中学生が305円であり、その額を保護者より徴収し、食材費を賄っております。

ご質問にありましたように、今年度に入ってから物価の高騰が収まらない状況は町でも懸念しており、そのため4月下旬から給食センターの栄養教諭等と意見交換を行ってきているところです。栄養教諭等によりますと、食材費の高騰は見られるものの、献立を創意工夫しながら従来の栄養バランスを崩すことなく、給食を提供できているとのこと。しかし、今後さらなる食材費の高騰が続くとすると、現在の給食費では栄養のバランスや質と量を確保することが難しいとのこと。

そのため町では、物価高騰が続き、現在の給食費では栄養のバランスや質と量を維持することが難しくなる段階において、地方創生臨時交付金を活用して、学校給食費に助成を行いたい方針を既に固めており、しかるべき時期に具体的な対応を議会にご審議していただきたいと存じます。

なお、学校給食費に対する国の臨時交付金の活用状況は、現在のところ県内市町村では、食材に対する助成が3市、給食費の保護者負担軽減が3市町となっており、その他の市町村の多くは、今後の物価状況を踏まえて対応を決めるとのこと。

次に、学校給食費の無償化についてですが、議員もご承知のとおり、学校給食法では学校給食費は学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とするとしており、町としましては法律にのっとり、適切に対応していくことが求められているものと存じます。そのため現時点では、学校給食費無償化を求めることは考えておりません。

また、法律に基づかない無償化の実施や、学校給食費の全額助成は、現在のところ考えておりませんので、経済的に困難なご家庭へのご支援には引き続き就学援助制度等で支援してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子君） この無償化についてはこれまでも質問をし、そして今のような学校給食法に基づく食材費の保護者負担ということの答弁をいただいておりますけれども、そういう学校給食法で、そういうことが規定されていますけれども、あくまでも負担の在り方を示したものであり、補助金を出すことによって無償化にすることを禁止するものではないと思います。文科省の見解で

も、そのことは示されています。

そういうことで、他の自治体では無償化、子育て支援とか移住定住促進、それから少子化対策、安心して子育てできる環境を整備する、こういうことから無償化をやられている自治体が出てきているわけですので、そういう観点からぜひ無償化を実現していただきたいと思います。

それで学校給食法ですけれども、憲法との関係でいけば、この質問でも述べたとおり、学校給食は教育の一環だ、食育だということで、明確に学校給食法でも述べられています。そうすると、義務教育は無償とするという、ここの関わりで、私はぜひ無料化を進めていっていただきたいと思います。答弁、同じかもしれませんが、よろしくをお願いします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君） 憲法並びに法律については、立法府において議論する分野でありますので、私はそこは言及いたしません、いずれ保護者が負担するという現在の法律の規定がそうなっていることについては、何とぞご認識を深めていただきたいと思います。

文科省のお話があったという旨は、私のほうでは確認はしておりませんが、改めて確認してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○10番（泉 美和子君） 带状疱疹予防接種助成についてお伺いいたします。

日本の成人の約9割は、体内に水痘带状疱疹ウイルスを持っており、80歳までに約3人に1人が带状疱疹にかかると言われております。加齢やストレスなどにより、免疫機能が低下するときに発症し、治療が遅れたり、治療しなかった場合、障害や後遺症として残ることがあり、早期発見と治療が大変重要になっているものです。50歳以上であれば、ワクチン接種によって予防することができますが、ワクチン接種費用は高額です。ワクチンは2種類ありますけれども、不活化ワクチンは2万円、そして2回接種ということで、大変高額であり、受けたいと思ってもなかなか手が出ないという、こういう声もあります。

全国の自治体では、助成している、半額補助などの助成をしている自治体もあります。県内では、能代市が助成しているようであります。長年带状疱疹の治療に当たってきた医師も、予防接種を進めています。国でも、定期接種化に向けての検討がなされているようですが、当町でもぜひ助成する考えはないか、見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長(松田知己君) ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、带状疱疹の原因は水痘带状疱疹ウイルスで、このウイルスの保有者は、带状疱疹になる可能性があり、また带状疱疹後神経痛などによる長期にわたる痛みの継続のほか、顔面神経痛や難聴などの合併症により、日常生活に大きな影響を及ぼす可能性があることは理解しております。

この带状疱疹を予防することができるワクチンは、現在2種類ありますが、国の厚生科学審議会において定期接種化に向けた議論が行われている状況であり、現在は任意接種となっております。

県内における带状疱疹ワクチン接種への助成は、議員もご紹介ありましたが、現在1市3町で実施されており、いずれも65歳以上の方が対象で、助成額は4,000円で1人1回となっております。

さて、ご質問の美郷町における带状疱疹ワクチン接種に対する助成についてですが、接種による筋肉痛や発熱などの副反応はあるものの、50歳以上で発症が急増すること。带状疱疹の症状が収まっても、合併症などの後遺症に苦しむ方が多いこと。そして、ワクチンによる予防が可能であることから、ワクチン接種は有意義であると考えております。そのため、今年度に入り既に県内外の状況を調査しており、令和5年度からの実施に向けた検討をしているところです。

以上です。

○議長(森元淑雄君) 再質問ありますか。(「ありません」の声あり)

これで、10番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

◇鈴木正洋君

○議長(森元淑雄君) 次に、3番、鈴木正洋君の一般質問を許可いたします。鈴木正洋君、登壇願います。

(3番 鈴木正洋君 登壇)

○3番(鈴木正洋君) それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

今日の質問は全て観光情報の発信に関することです。お互いに関連する部分がありますので、一括質問一括答弁とさせていただきます。

それでは、まずは1問目です。観光案内所を湧太郎にも。

昨年4月、観光情報センターの場所が湧太郎から道の駅に移りました。年間利用者数が約5倍に増えたのは喜ばしいことですが、実質的な効果については検証が必要だと考えております。端的に言えば、湧太郎にあったときは美郷町の観光案内所だったものが、道の駅では県南地域の交通案内

所が変わってしまったのではないのでしょうか。

観光案内所、英語ではツーリストインフォメーションといいまして、旅行者への情報提供する場所ということになってはいますが、そのイメージはおおよそ次のようなものと私は認識しております。

立地は、鉄道駅の近くにあることが多く、その町に観光や商談などの目的があって訪れた人を対象に、宿泊施設や食事、土産や観光行事などについての情報を利用者の求めに応じて、対面接客で提供する場所。町の玄関口にあって、町のことを何でも親切に教えてくれるところ、それが観光案内所です。

道の駅のほうが湧太郎よりも来場者が多いことは明白ですが、道の駅は通りがかりの人が多い場所です。観光情報センターで質問された内容が、田沢湖にはどう行く、横手のふるさと村で行われているイベントは、といった美郷町と関係ないことが大半だとすれば、町がコストを負担して観光案内所を置く意味は弱くなってきます。

一方、観光情報センターがなくなった湧太郎では、入居しているテナント飲食店のドアを開け、六郷地区の観光情報を訪ねる人の姿が見られるようになりました。美郷屋で聞く人もいますが、店の販売員は忙しい上に、観光案内に関する教育を受けていないため、質問した人を満足させる答えを返すことは難しいのが実情です。湧水群やカマクラ行事などの観光資源が近くにある場所に観光案内所がないのは、利用者からすれば不便なことです。

観光案内所が、道の駅と湧太郎の両方にあるのが理想的な形ではないのでしょうか。あきた美郷づくり株式会社の職員の配置を工夫するなどして、湧太郎にも観光案内所を置くことはできないか、ご見解をお伺いします。

続きまして、2問目です。美郷町まちナビカードと、美郷町観光ガイドアプリ、指さしナビの成果と課題、改善策についてです。

昨年4月より運用が始まったまちナビカードは、6年前から運用されている指さしナビと連携したシステムとなっています。掲載料を支払えば、まちナビカードと指さしナビの両方に店の情報が掲載されます。このまちナビカードと指さしナビについて、次の4項目を伺います。

①まちナビカードがソールドアウトになったままの店が多いのはどうしてか。カードの補充サイクルが長過ぎるのではないか。また、観光客がカードを手にとったとしても、それを持って登録店へ足を運ぶとは限らない。システムを利用する店が負担する料金と、登録したことによって得られる効果がつり合っていないのではないか。

②湧太郎やサテライト六郷など、町の玄関口と位置づけられる施設には、まちナビカードの掲示

板を設置すべきではないか。また、ラベンダー園やリリオス、学友館、公民館などでイベントが行われているときは、移動式の掲示板を置くべきではないか。

③指さしナビのダウンロード数は延べ1,800件を超えているそうだが、年間のアクセス数はどうなっているか。アプリのインストール数と継続的な利用者数は違う。最近、アプリ断捨離という言葉もあり、使われないアプリは消去されてしまう厳しい時代に入った。利用を促すためには、イベント情報のプッシュ通知を流すなど、アプリの機能改善と細やかな運用対応が必要ではないか。

④今年の3月に稼働した観光情報データベースと指さしナビ、まちナビカードの機能と目的は、重なっている部分がある。それぞれのシステムごとに、保守管理委託料もかかっている。システム全体が有機的につながった一体的なものとなるように、統合を進めていくべきではないか。

以上、まちナビカードと指さしナビについては終わり、最後の質問、六郷地区の公共駐車場について。

六郷地区へ足を運ぶ観光客は、そのほとんどが車を交通手段としています。公共駐車場に関する情報をもっと親切に提供すべきだと考えます。観光情報データベースや指さしナビに駐車場の位置情報を登録する、商店街の入り口に、駐車場への道案内を表示する、駐車場だと一目で分かる統一的なパーキングマークの看板を設置するなどの策が考えられます。中央行政センター跡地も、駐車場として利用できることを明示すべきではないでしょうか。

以上、六郷地区の公共駐車場に関する情報案内の方法についてでした。

今回の質問はここまでです。観光案内所の湧太郎への設置、まちナビカードと指さしナビについて、六郷地区の公共駐車場、以上3つについてお伺いをいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

美郷町観光情報センターについてですが、令和3年の年間来場者は2万6,470人であり、六郷地区で観光案内を行っていた令和2年度は6,918人でした。議員おっしゃるとおり大幅に伸びている状況です。

センターを運営しているあきた美郷づくり株式会社では、令和4年度から観光客の問合せ内容を町内に関する事と、町外に関する事に分けて集計を行っており、4月及び5月の2か月間では、町内144件、町外112件でした。なお、6月については町内に関する事、とりわけラベンダー園に関するものが多く、今後も町内に関する事がメインで推移していただろうと伺っております。

また、町なかにおける観光客の誘客効果を図る上での1つの指標となる名水市場湧太郎の入込客

数については、平年の約5万人に対して、令和3年は約10万1,000人であり、町観光情報センターを道の駅美郷に設置したことが、入り込み客数の増の要因の1つと認識しております。

こうしたことから、現在の観光情報センターは、町の案内所として十分に機能しており、道の駅美郷への観光情報センター設置による観光案内の提供については、効果があったものと考えております。

湧太郎への観光案内所設置についてですが、道の駅美郷に観光情報センターを移転後、あきた美郷づくり株式会社では、美郷屋において町なかの観光案内ができるよう努めており、社員各自が研さんを行うとともに、シフトの関係やスキルの個人差の影響に対しては、会社として観光案内も含めた社内研修に力を入れており、組織的に職員のスキルスキルアップを図っていく旨も伺っております。

こうした取組への評価は、一定の時間経過を経て行っていくべきと存じますので、現段階では湧太郎への観光案内所の設置は考えておりません。

次に、まちナビカードと指さしナビの成果、課題、改善策についてですが、まちナビカードは指さしナビに参加する事業者がアプリ年間掲載料2,000円の範囲で利用可能となっており、追加のご負担はいただいておりません。また、当事業は町内の飲食店や観光スポット等をより広く知ってもらい、実際に足を運んでもらうきっかけとなることを期待し、取り組んでいるものです。事業者によっては、より効果的な誘客を目的に、カードに割引などの特典を設けている場合もあるところ

です。まちナビカード参加事業者には、町が年間100枚のカードを作成し、観光情報センターに配置するとともに、不足が生じた場合は、事業者自身が追加作成するか、あとはお店で回収したカードを再び掲示板に戻していただく運用となっております。

令和3年3月31日の道の駅美郷のリニューアルオープンと併せ開始したこの取組は、現在58種類のカードを取りそろえ、令和4年5月末時点で合計7,242枚を観光客等にお持ちいただいております。

ソールドアウトのカードが多いとのご指摘ですが、各店の周知に効果が発揮されている裏返しと存じますが、事業者にはカードの積極的な補充を呼びかけるとともに、町においては令和4年度から年間200枚のカードを作成配置し、まちナビカード掲示板のさらなる充実を図ってまいりたいと存じます。

そのまちナビカードを道の駅美郷に設置した考えは、町の最大の集客拠点に総合観光案内機能を付与し、そこから観光ポイントや施設等に誘導するほうが町内全体への観光需要に幅広く対応でき

るとともに、新たな観光ニーズの掘り起こしにもつながると考えたためです。また、湧太郎にデジタルサイネージを設置した考えは、そうした案内などを通じて、湧太郎を訪問した方が直接観光情報データベースで清水や施設などを検索できるほうがよいと考えて設置しており、かなりの部分で重複するまちナビカードについては、現在のところ設置は考えておりません。

サテライト六郷については、サテライト六郷を運営する六郷開発株式会社との協議が必要ですが、客層やニーズを踏まえますと、効果について十分な検証が必要で、湧太郎と同様、現在のところ設置は考えておりません。さらに、ラベンダー園や総合体育館リリオス、学友館、公民館など、イベント開催時の対応についても、これまで各種パンフレットで情報発信しておりますが、現在作成中の美郷町グルメマップなどもそれに加え、同様の効果を発揮するよう期してまいりたいと存じますので、現在のところまちナビカードや移動式の掲示板の設置は考えておりません。

なお、まちナビカードについては、実施からまだ1年ということもあり、もう少し時間を経てから効果等を検証し、見直しや拡充について全体的に検討してまいりたいと存じます。

指さしナビについてですが、開発元に確認したところ、指さしナビはインターネット上のウェブサイトと異なり、スマートフォン向けのアプリケーションであるため、端末上で単独に機能することから、年間のアクセス数については確認できないとのことでした。

また、イベント情報のプッシュ通知を流すなどの機能改善を施すことについても、プッシュ通知にユーザーが煩わしさを感じ、多くの方が自身の端末設定でプッシュ通知を受診しない設定としているとのことで、導入コストに対して大きな効果は期待できないとのことでした。

指さしナビは、美郷のミズモが指さす方向に進んでいけば、リスト上の目的地に到達できることをコンセプトにしたアプリであり、観光地や商店等を紹介する機能も有しておりますが、他の観光ツールとは異なる側面を有しております。

これまでも、目的地ごとにカテゴリー分けし、アプリ上部に表示することで、目的地を選択しやすくするなど、アプリ上の機能改善を図っているところですが、今後、町内の公共駐車場の情報をカテゴリーに加えるなど、内容充実を期してまいりたいと存じます。

観光情報データベース等の統合についてですが、ホームページ及び町内観光拠点に設置されたデジタルサイネージで閲覧が可能な観光情報データベース、スマートフォンアプリである指さしナビ、観光情報センターに設置され、自由に手に取ることができるまちナビカードは、いずれも目的は観光情報の発信を主としておりますので、一部については似た部分がございます。

しかしながら、機能については、観光情報データベースには、観光情報に加えてロコミ情報を収集、発信できる機能、指さしナビにはミズモの案内でともに目的地に向かうアクティビティ的な

機能、まちナビカードには実際に手に取って利用するパンフレット、クーポンとしての機能があり、それぞれ異なる部分があります。

そのため、現状では統合については考えておりませんが、議員ご指摘のとおり、システム全体につながった一体的な情報発信は重要ですので、各システム間の誘導のために、QRコードやリンクを設定するなど、連携強化を図るとともに、利用方法のPR強化してまいりたいと存じます。

次に、六郷地区の公共駐車場についての情報発信ですが、現在パンフレット等では、駐車場表示を行っておりますが、今後、観光情報データベース及び指さしナビにおいても利用者に分かりやすい形で案内ができるよう方法を検討してまいります。

案内看板や駐車場の表示を設置することについては、六郷地区においては、観光用途に利用できる駐車場として、湧太郎隣接の多目的駐車場、にぎわい広場駐車場、わくわく広場などがありますが、いずれも施設に隣接、あるいは看板が設置されており、新たに案内看板がなくても現地にお越しただければ、認識できる状況になっております。

おでかけの前に知っておきたい方については、さきに述べました指さしナビに駐車場情報を掲載するとともに、観光パンフレットにも駐車場情報を掲載し、より把握しやすい情報発信に努めてまいります。

なお、旧中央行政センター駐車場については、行政センターの機能を廃止し、誰もが駐車できる状態としておりますが、美郷町公共施設等最適化実施計画に基づき、活用を希望する企業や個人を7月31日を期限に募集中です。駐車場としての明示についてはその結果に基づき検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）鈴木正洋君の再質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋君） まずは、湧太郎の観光案内所についてですけれども、道の駅から町内の商店への誘導が図られているということは分かりました。観光情報センターが、センター中心が道の駅であることは、観光振興計画にもうたわれているとおり、私もその点については同意するところですが、湧太郎についても地元六郷地区の情報を案内するような仕組みをきちっと構築してもらえたらというのが私の願いであります。

美郷屋の店員さんが六郷地区の観光情報を提供することに関しては、ちょっと心配される面もありまして、それは美郷屋の店員さんは、どうしてもニュートラルな立場で情報を提供することができないのではないかとということです。店員としての、店の売上げを優先するという気持ちが働きま

すので、町内のほかの店のことを情報提供することは難しいのではないかと。

例えば、おとしジェラート屋さんが大変な人気、好評を博してましたけれども、美郷屋でもジェラートを扱っています。ジェラート屋さんはどこですかと聞かれた場合、果たして美郷屋さんの店員がそちらのジェラート、六郷テラスに入っていたジェラート屋さんを案内することができるのか。あとは、六郷にこだわりの酒屋さんがあったけれどもどこかと聞かれた場合、お酒ならこちら美郷屋でお買い求めくださいというふうな案内になるのではないかなと、そういった点が危惧されます。

私は、ですので美郷屋の店員さん、美郷づくりの職員が案内を担うということでもよいですけども、その町民のボランティアの力を活用するとかして、美郷屋と同じフロアではいいけれども、違うところに情報案内のコーナーというのをつくって、町内のボランティアがそこに詰めるようなそういう体制を取ってもよいのではないかなと思います。湧太郎の観光案内の体制づくりについて、町長にこの点についてお伺いをいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員が今事例で挙げたような事案に対して、観光案内をするという前提と個別の店舗お伺いするというのは、ちょっとニュアンスが違うと思うんですが、まずはそれを発信するという会社の社員であれば当然聞かれたことに対しては、お答えするというのが当然だろうと思います。その点は先ほど答弁で申しましたが、社員研修等を強化し、対応するというふうに伺っておりますので、そうした方向になるものだろうというふうに思います。

そして、気持ちの話については、これは分かりません。ニュートラルかニュートラルでないかというの分からないんですが、基本的に聞かれたことに対して的確にお答えするというのが社員の務めだろうと思いますので、そこは信じたいというふうに思います。

それから、そもそも観光案内機能という部分が、特定地区について特化するということが町の観光案内機能としていかがかという部分があるというふうに存じますので、町としては、美郷町全体、六郷地区も千畑地区も仙南地区も全て聞かれたことに対して観光案内できる、それを観光案内所というふうに定義しておりますので、議員がおっしゃった特定地区の取扱については現在のところ考えておりません。ボランティア等に対するご提案でしたが、それはまさにボランティアですので、ボランティアの方々が自発的にお考えになればよろしいのではないのでしょうか。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「はい」の声あり）鈴木正洋君の再々質問を許可いた

します。

○3番（鈴木正洋君） あとは、アプリの指しナビの件についてですけれども、利用者数が分からないというのは、これはちょっとその開発運用している会社がそういうふうなお答えだったのかもかもしれませんけれども、何らかの方法でどれぐらいの人が利用しているということ、その情報をつかまない限り、今後の改善などに役立てていくことはできないのではないかと私は考えます。ですので、何とかしてそこを把握してもらいたいものだなと。アプリのほうに利用者数のログを取るような、何かそういうふうなものはないのかなというのが私の思うところです。

あと、観光情報を観光情報データベースということで、集約されてまとめたということは大変いいことだと思いますけれども、それが湧太郎とか道の駅にあるデジタルサイネージだけでは、もったいないなと。せっかく集められたそのデータベースをどのように今後有効活用にしていくかと、そういったところが重要なことではないかなと。

データベースはデータそのもののことで、タッチパネルというそのインターフェースがあるからとか、そういうことではなくて、その情報データベースへのアクセス数をどうやって増やしていくのかと、そこについてお伺いをしたいと思います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再々質問にお答えいたします。

アプリについては、ダウンロード数は分かりますので、利用者数については分かる。ただし、ダウンロードした人が何回使っているかが分からないというのが、開発元のお話のように認識しております。そこは、議員がおっしゃったログを取るというのはまさにパソコンでのインターネット情報での概念と存じますが、私は詳しくは存じませんが、スマートフォンでの概念はパソコンの概念とは違うのではないかというふうに認識しております。

それから、情報データベースをどう活用するかのお話ですが、基本的にデジタルサイネージだけで使っているのが現実ですが、それをほかにも使えないかということは今後の検討課題にさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（森元淑雄君） これで3番、鈴木正洋君の一般質問を終わります。

◇長谷川 幸子 君

○議長（森元淑雄君） 次に、14番、長谷川幸子君の一般質問を許可いたします。長谷川幸子君、登壇願います。

(14番 長谷川幸子君 登壇)

○14番(長谷川幸子君) 通告に従い一般質問させていただきます。

給食費について、新型コロナウイルス感染症の長期化、そして本年2月末以降のウクライナ危機により、原材料価格が値上がりしています。4月には、政府が輸入小麦の売渡し価格を17.3%値上げしたところでもあり、食材費の値上がりが一層懸念されます。

本年4月に内閣府より発出された文書令和4年度における新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金の取扱についての中において、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減という項目が追加されております。物価高騰による給食費値上げを抑えるため、地方創生臨時交付金を活用できるとするものです。以上の観点から伺います。

1、学校給食の食材調達の現状と、食材費と予算のバランス等を含めた今後の見通しについて。

2、本町においても地方創生臨時交付金を活用すべきと考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長(森元淑雄君) 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

(教育長 福田世喜君 登壇)

○教育長(福田世喜君) ただいまのご質問にお答えいたします。

1つ目のご質問の学校給食における食材調達についてであります。加工品を除く野菜などについては、町内産野菜を扱う直売所など、主に町内業者から市場価格よりも安価に調達しているところでは、

また、そのほかの食材については、町外を含む複数の業者より見積書を提出していただき、低価格の業者より食材を調達しております。

次に、食材費と予算のバランス等についてであります。現在学校給食法に基づく学校給食費として、1食当たり小学生が275円、中学生が305円を負担し、食材費を賄っているところです。令和4年度の当初予算では、学校給食費受入金が約7,300万円であり、提供する給食の食材費も同額になっております。

このことについて、学校給食の献立を作成している給食センターの栄養教諭等によりますと、食材費の高騰は見られるものの献立を創意工夫しながら、従来の栄養バランスを崩すことなく給食を提供できているとのこと。しかし今後、さらなる食材費の高騰が続くとすると、現在の給食費では、栄養のバランスや質と量を確保することが難しくなると述べております。

このようなことから、町教育委員会としましては、今後も食材費の高騰が続く場合、何らかの対応が必要になると考えているところであります。

2つ目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用については、4月下旬から検討してきたところです。そして、物価高騰が続き、現在の給食費では栄養のバランスや質と量を確保することが難しくなる段階において、給食食材費への助成を行いたい方針を既に固めているところでもあります。

町教育委員会としましては、今後の状況を注視しながら、しかるべきタイミングで食材費助成の対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「なし」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○14番（長谷川幸子君） マイボトル運動について質問いたします。

美郷町第3次総合計画まちづくり基本目標、快適で安心して暮らせるまちの中で、自然環境の保全や脱炭素化の強化などにより、環境に配慮したまちを目指すとしています。現状として、人口減少が進む中、近年のごみの排出量は年間6,800トン前後で高止まりが続いています。さらなる取組が必要です。

全国では、SDGsの目標達成に水道水を利用した給水スポット、マイボトル用冷水機を設置し、マイボトル運動を推進している自治体が増えています。マイボトル運動は、環境負荷の高いペットボトル飲料水の削減につながります。ペットボトル飲料水をマイボトルに1回分代えるだけで、自家用車が500メートル走行した際の二酸化炭素の排出量を削減できます。

そこで、我が美郷町では、名水百選に選ばれた湧水も活用して、給水スポットを設置し、マイボトル運動を推進してはどうかと考えます。そうすることで、観光面での効果も期待されるのではないのでしょうか。

例えば、ミズモをペイントしたマイボトルを販売する。カフェや道の駅にいつもマイボトルを持参して、コーヒー、飲物を注文し、ボトルへ入れることで割引等があるなどです。いつでも無料で、マイボトルへ給水スポットから美郷町のおいしい湧水をくめることは、観光客にも、町民にも、環境にも優しいスポットと言えらると思います。以上の観点から伺います。

給水スポットを設置し、マイボトル運動を推進すべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町のごみの総量は、議員ご説明のとおり年間6,800トン前後を推移しております。環境配慮の対応としてその減少、とりわけ焼却処分する可燃ごみの削減が重要で、引き続きごみの排出抑制について、町民一人一人の意識向上と具体対応を広報や各種活動を通じて啓蒙してまいりたいと存じます。

また、ペットボトルや、瓶、缶、新聞紙等の資源化率は10%ほどで推移しており、ペットボトルなどのプラスチックごみは一部がポイ捨てなどにより、海に流出し海洋プラスチックごみとして地球規模の課題となっているところです。

県では、プラスチックごみについて、できる限り減らして環境保全につなげるという目的で、繰り返し使える水筒やタンブラーのマイボトルを積極的に利用するマイボトル持参運動を展開しております。マイボトルに飲料提供ができるコンビニエンスストアで、コーヒーなどをマイボトルで購入すれば、値引きするというものです。

現在、町内の協力店舗は3店舗ありますので、今後町民に広く周知推奨してまいりたいと存じます。

ご提案の湧水を活用したマイボトル運動の推進に関してですが、まず、湧水については基本的に飲料水としてのご案内を町はしておりません。それは、衛生上の懸念を払拭することが難しいため、この懸念は今後も変わらないため、町の対応も変わりません。

一方、名水市場湧太郎、観光案内休憩所清水の館の2か所では、その地域の皆様が各家庭でお飲みになっているものと同質の地下水をくみ上げて供給する給水スポットとして、既に町内外の方々にご利用いただいております。この給水スポットは今後も存続させていきたいと存じます。

その上での考え方となりますが、ご提案のミズモがプリントされたマイボトルの販売は、確かに美郷町及び美郷のミズモのPRにつながる効果があると思いますが、産業振興上の立場で考えますと、既に販売されている美郷のミズモキャラクター商品と同様、民間事業者が行うことが望ましく、そうした動きを期待したいと存じます。

町としては、そうした動きがあった際、キャラクター使用の許可等に迅速に対応することで、マイボトル運動を後押ししてまいりたいと存じます。

また、マイボトル運動への協力事業者については、マイボトルの製作、販売の具体的な動きが出てきた段階で、町として何らかの対応を検討してまいりたいと存じます。

次に、新たに給水スポットを設置することについてですが、周辺住家への影響などを勘案しますと、管理体制を含めて十分な検討が必要で、現在のところ増加させることは考えておりません。いずれマイボトル運動は、環境負荷の軽減にできるところから取り組むという大切な運動と存じます。

ので、まずは県が展開する運動の広がりを把握しながら、町としてマイボトル運動の周知等に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）長谷川幸子君の再質問を許可いたします。

○14番（長谷川幸子君） 給水スポットについてですが、町にある給水所は本当にどぼどぼと、湧太郎にあるものは本当にどぼどぼと勢いよく出ているもので、なかなかマイボトルにくめるような状態ではないかというふうに思っております。

あと、もう一つ、水の館のほうですけれども、そちらも蛇口からくめるようにはなっておりますが、衛生面のこともあるということですのでけれども、マイボトル用の給水機であれば、衛生面のほうもしっかりと対応できるというようになっていると思いますので、やはり設置を強く求めたいものです。

また、給水スポットについてですけれども、本町では小中学校で7、8年ぐらい前から水筒を持参して、熱中症対策として用いられてきたものがありますが、これ本当に立派なペットボトル削減につながっていると考えています。先日お話を伺ったところ、学校でまずその水筒を飲み干した後は、水道水を利用しているということでした。この水道水ですけれども、水の温度が体に吸収される水の温度は5度から15度というのが好ましいそうですけれども、水道水の場合1年を通して約15度ということですのでけれども、夏は気温のマイナス5度になるようです。真夏日では、水温が25度、夏日では水温20度となってしまいますので、給水に関して少しそのところが難点であります。

なので、給水スポットを給水所のほかにも設置していただければ、子供たちにも熱中症対策にも当たりますし、ペットボトルの削減にも今後もつながっていくと思いますので、学校などの施設にも設置してはどうかと考えますが、この点いかがでしょうか。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

湧太郎の水の量が多いというご指摘ですが、調整できるかできないかはちょっと把握しませんが、もし調整できるようであれば、その点を検討させたいというふうに思います。もし調整できなければ、ボトルのほうで調整してもらうということでのご理解をお願いしたいと思います。

また清水の館については、議員がおっしゃっているのが、イメージが残念ながら分からなくて申し訳ないんですが、今のスタイルで衛生上特に問題あるわけではございませんので、ボトルがいっぱいになったら、蛇口を閉じるということではないかというふうに思います。

例えば、機器等を置いて、それがいっぱいになれば自動的に止まるとかというものを設置していただきたいという趣旨であるとするならば、それは難しいというふうに認識しております。

それから学校に対しての給水スポットのお話ありましたが、どういう利用の仕方と、くんでからの時間経過ともろもろ考えた場合に、地下水の年間変わらず15度であるということの意味合いがどの程度なのかということを検討することが必要かと存じます。何より水道をそこに布設して、水道水が飲めるのであれば、水道を飲んだほうが私はいいものというふうに認識しております。

したがって、学校に対し、地下水の給水スポットを新たに設けるということについても、現在、現段階のところでは考えておりませんが、教育委員会とよく話をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「なし」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○14番（長谷川幸子君） 期日前投票の期間についてお伺いいたします。

町民の方々から、3か所ある期日前投票所の中で、中央ふれあい館、南ふれあい館の期日前投票の期間が短いのは不公平ではないかとのご意見を頂戴しました。3か所とも同じ期間にならないものでしょうか、お伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） ただいまの質問の相手は、選挙管理委員会委員長であることから、選挙管理委員会に説明員の出席要求をしたところ、書記長の高橋 穰君を出席させる旨の回答がありましたので、答弁を求めます。選挙管理委員会書記長、登壇願います。

○選挙管理委員会書記長（高橋 穰君） ただいまのご質問にお答えします。

期日前投票制度は、投票環境向上の一環として平成15年に導入された制度で、投票当日投票所投票主義の例外として、選挙期日前に投票を行わなければならない選挙人の投票環境の改善を図った制度であります。

期日前投票を行う場所については、市町村に1つ以上設けることとし、その設置期間は選挙期日の公示または告示があった日の翌日から選挙期日の前日までと定められております。

したがって、参議院議員及び県知事選挙は16日間、衆議院議員選挙は11日間、県議会議員選挙は8日間、町長及び町議会議員選挙は4日間、期日前投票所を設置しなければなりません。

また、期日前投票所を2つ以上設けるか否か、2つ以上設けた場合の設置期間については、選挙管理委員会が任意に決定できるとされております。

そこで、美郷町の期日前投票の設置状況についてですが、合併直後は分庁舎方式で執務をしていた状況もあり、千畑、六郷、仙南各庁舎で同じ期間設置しておりました。しかし、期日前投票は、

選挙期日直前に投票者数が多いものの、期日前投票期間の前半は投票者数が少ない状況が続いたことを踏まえ、平成21年の秋田県知事選挙より当時の選挙管理委員会事務局が設置されていた六郷庁舎のみ公職選挙法の定めにとり、公示日または告示日の翌日から選挙期日前日までの設置とし、それ以外の千畑、仙南庁舎は町の選挙における期日前投票期間に合わせた4日間の開設としたところでは、

町の投票者の動向については、全体の投票率は減少傾向が続いておりますが、期日前投票については、年々投票率が増加しており、その制度が浸透していると感じます。

一方、先ほど申し上げた期日前投票期間の後半に投票者が多い傾向には変化が見られず、例えば令和3年4月に実施した秋田県知事選挙では、期日前投票期間16日で、期日前投票者数4,811人のうち、期日前投票期間最後の4日間で投票した人は3,151人、期日前投票者全体の約65%でした。同様に、令和3年10月の衆議院議員選挙では、期日前投票期間11日で、期日前投票者数4,577人のうち、期間最後の4日間で投票した人は3,576人で、割合は約78%でした。

このように、期日前投票期間後半に投票者数が増える動向は、平成21年に期日前投票所の設置期間を見直した前後においても同様であることから、これまでどおり選挙管理委員会事務局を設置しており、投票所業務と連携を図りやすい役場庁舎のみ、法の定める期間の開設とし、それ以外の期日前投票所は4日間の開設としたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「なし」の声あり）

これで、14番、長谷川幸子君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄君） 以上で、本日の日程全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

明日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前11時59分)

